

## 福岡市居住支援法人連絡協議会設置要綱

### （目的）

第1条 福岡市居住支援法人連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に基づき指定された居住支援法人において、住宅確保要配慮者への支援活動に関する情報等を共有するとともに、福岡市居住支援協議会（以下「協議会」という。）との連携を図ることを目的として設置する。

### （事業）

第2条 連絡協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業について、情報交換、協議、相互協力、その他必要な活動を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者への支援活動に関すること。
- (2) 居住支援の実施及び各主体の連携等に関すること。
- (3) その他目的達成のために必要な事項。

### （構成員）

第3条 連絡協議会は、福岡県が指定し、福岡市を業務地域に持つ、居住支援法人をもって構成する。

- 2 新たに福岡県が指定する、福岡市を業務地域に持つ居住支援法人を、随時、構成員に加える。

### （役員）

第4条 連絡協議会には会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の中から立候補もしくは推薦による選出とする。任期は2年間とし、再任を妨げない。
- 3 会長は、連絡協議会の議長となり、会議を総括する。
- 4 会長及び副会長は、協議会に委員として参加する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 会長及び副会長は、無報酬とする。

### （会議）

第5条 連絡協議会は、必要に応じて会長が招集し、開催する。

- 2 会長は、必要に応じて関係者を連絡協議会に参加させることができる。

### （秘密の厳守）

第6条 法人は、連絡協議会等で知り得た非公開情報を他に漏らしてはならない。

### （事務局）

第7条 連絡協議会の事務局は、福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課に置く。

### （雑則）

第8条 この要綱に定めるものの他、連絡協議会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

### 附則

この要綱は、令和元年8月9日から施行する。

この要綱は、令和2年2月20日から施行する。

この要綱は、令和3年7月27日から施行する。